

杉並区及び青梅市の災害時相互援助に関する協定

この協定は、平成21年5月21日に締結された「杉並区及び青梅市の交流に関する協定」(以下「交流協定」という。)の理念にもとづき、災害が発生した際における、相互援助の協力体制を確立しようとするものである。

(協定の趣旨)

第1条 杉並区及び青梅市(以下「両自治体」という。)は、地震等により災害が発生した場合、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(援助の要請)

第2条 両自治体のうち、いずれか、または双方が被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来す場合、被災した自治体は、他方の自治体(以下「援助自治体」という。)に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、東京都防災行政無線等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(援助物資等)

第3条 前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

(1) 物的援助

- ア 食料品
- イ 飲料水
- ウ 日用品
- エ 燃料
- オ 応急対策用資器材
- カ 医療品
- キ その他、生活に必要な物資

(2) 人的援助

- ア 職員の応援
- イ ボランティアの斡旋

(3) 被災者支援

- ア 避難住民や要援護者の受入れ
- イ 帰宅困難者への休憩場所等の提供

(4) その他要請のあった事項

(援助物資等の輸送)

第4条 援助物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

(費用負担)

第5条 第2条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議の上、速やかに清算するものとする。

(援助物資等の情報交換)

第6条 両自治体は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から交流協定が存続している間とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、両自治体で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、両自治体の長が署名の上、各々1通を保管する。

平成23年8月28日

杉並区長

田中良

青梅市長

竹内俊夫

[立会人]

杉並区議会議長

藤本達也

青梅市議会議長

浜中啓一